

# 令和4年度 第2回神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会

日時：令和5年3月10日（金）

午前10時00分～12時00分

場所：こうべ市民福祉交流センター301 研修室

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 報 告

神戸市における成年後見制度等の利用状況について  
市民後見人候補者の養成について  
令和5年度の取り組みについて

### 3. 協議事項

意思決定支援のあり方について

### 4. 閉 会

---

## 資 料

---

資料1	神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会	委員名簿
資料2	神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会	事務局名簿
資料3	神戸市における成年後見制度等の利用状況	
資料4	市民後見人候補者の養成	
資料5	令和5年度の取り組み	
資料6	意思決定支援あり方	
資料7	第二期成年後見制度利用促進基本計画（抜粋）	

## 市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 委員名簿

(50音順・敬称略)

- 伊藤 智美 たにがみ障害者相談支援センター センター長
- 植戸 貴子 神戸女子大学健康福祉学部 教授
- 植野 礼子 池田宮川あんしんすこやかセンター 運営管理者
- 内布 茂充 (一社)コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部 支部長  
(行政書士)
- 榎本 昌起 (一社)兵庫県社会福祉士会 ぱあとなあ兵庫 副運営委員長
- 澤井 靖人 (公社)成年後見センター・リーガルサポート 副理事長  
(司法書士)
- 新庄谷 誠 近畿税理士会 成年後見支援センター 副センター長
- ◎ 種谷 有希子 高齢者・障害者総合支援センターたんぽぽ 幹事  
(弁護士)
- 村上 英樹 シルバー法律研究会 代表幹事(弁護士)
- 山口 健也 (医)向陽会 向陽病院 院長(精神科医)
- 松井 敬二 **【オブザーバー】**  
神戸家庭裁判所 主任書記官

◎=分科会長 ○=副分科会長

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 事務局名簿

福祉局副局長	若杉 穰
福祉局くらし支援課長	大村 元範
福祉局介護保険課長	内藤 康史
福祉局介護保険課担当課長	田月 幸一
福祉局障害者支援課長	奥谷 由貴子
神戸市社会福祉協議会事務局長	星島 淳一

神戸市における成年後見制度等の利用状況等について

資料 3

○成年後見支援センター相談件数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4.12
来所等	1,383	1,261	1,284	1,244	1,242	1,105	1,287	1,032
専門相談	83	91	112	125	98	93	81	63

○成年後見制度利用支援事業

			申立費用助成		後見報酬助成		合計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
R1年度	認知症	市長申立	6	33,572	39	6,880,891	45	6,914,463
		本人・親族申立	-	-	94	19,779,904	94	19,779,904
		計	6	33,572	133	26,660,795	139	26,694,367
	知的・精神	市長申立	0	0	18	3,255,026	18	3,255,026
		本人・親族申立	-	-	73	14,604,903	73	14,604,903
		計	0	0	91	17,859,929	91	17,859,929
	R1年度合計			6	33,572	224	44,520,724	230
R2年度	認知症	市長申立	2	8,996	30	5,487,130	32	5,496,126
		本人・親族申立	-	-	138	24,735,258	138	24,735,258
		計	2	8,996	168	30,222,388	170	30,231,384
	知的・精神	市長申立	1	58,872	8	1,660,635	9	1,719,507
		本人・親族申立	-	-	85	17,012,510	85	17,012,510
		計	1	58,872	93	18,673,145	94	18,732,017
	R2年度合計			3	67,868	261	48,895,533	264
R3年度	認知症	市長申立	3	16,640	49	9,074,076	52	9,090,716
		本人・親族申立	-	-	171	33,550,428	171	33,550,428
		計	3	16,640	220	42,624,504	223	42,641,144
	知的・精神	市長申立	1	2,639	9	1,081,273	10	1,083,912
		本人・親族申立	-	-	96	20,986,093	96	20,986,093
		計	1	2,639	105	22,067,366	106	22,070,005
	R3年度 合計			4	19,279	325	64,691,870	329
R4.12末	認知症	市長申立	0	0	33	5,472,349	33	5,472,349
		本人・親族申立	-	-	203	40,317,947	203	40,317,947
		計	0	0	236	45,790,296	236	45,790,296
	知的・精神	市長申立	3	5,690	7	1,296,904	10	1,302,594
		本人・親族申立	-	-	65	13,437,679	65	13,437,679
		計	3	5,690	72	14,734,583	75	14,740,273
	R4.12末 合計			3	5,690	308	60,524,879	311

### ○市区町村長申立件数

	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 (R5.2)
成年後見関係事件 申立件数（後見、保佐、補助、任意後見含む）						
全国	35,737	36,549	35,959	37,235	39,809	-
神戸家裁管内(兵庫県)	1,759	1,766	1,749	1,951	2,106	-
市区町村長申立件数						
全国	7,037	7,705	7,837	8,822	9,185	-
神戸家裁管内(兵庫県)	263	277	237	269	285	-
神戸市長申立件数	61	60	63	72	47	61

### ○成年後見制度の利用手続き相談室

市民後見人が実際の後見人受任等の経験を活かし、各区役所において制度の初歩的な説明・相談対応を行う。平成24年に東灘区で開始後、北神区を除く9区で実施中。

#### 【相談件数】

区（開設時期）	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4.12
東灘（H24.9）	13	19	12	13	19	26	18	16	7	10	17
灘区（H30.4）	-						18	6	3	5	8
中央（H27.4）	-			8	3	3	5	5	1	1	1
兵庫（H29.2）	-					13	10	6	3	7	6
北区（H29.10）	-					7	25	14	7	11	10
長田（H26.7）	-		6	9	7	7	9	12	2	2	4
須磨（H30.7）	-						7	5	3	1	6
垂水（H25.9）	-	11	18	23	14	31	19	24	17	20	20
西区（H25.6）	-	10	18	10	12	6	12	10	4	10	18
合計	13	40	54	63	55	93	123	98	47	67	90

※西区は岩岡出張所開催分（4件）を含む（R4.9より開催。出張所での開催は初の取り組み。）

### ○成年後見セミナー

制度を広く周知するため、市民向けセミナーとしてセミナーを年1回開催している。

日 時：令和5年3月18日（土）

テ ー マ：「地域における成年後見人の役割とは？」

内 容：講演（司法書士 守屋 裕介 氏）

パネルディスカッション

参加者数：定員100名 + オンライン視聴

## ○出張説明会

地域や福祉関係機関、行政機関などからの要請に応じ、出張説明会を随時実施し、制度の周知・啓発を行っている。令和4年度からは、出張説明会の際に個別案件の相談会も合わせて実施している。

令和3年度：7件（あんすこセンター、民生委員、婦人会など）

令和4年度（R5.2末時点）：26件（うち8件で個別相談会を実施）

（R4出張説明会）

障害者関係 7件（区自立支援協議会、ワークセンターひょうご など）

行政機関 10件（区役所 など）

高齢者関係 5件（あんしんすこやかセンター など）

その他 4件（介護サービス協会、区社会福祉協議会 など）

## ○銀行協定（締結日 令和3年10月1日）

1. 協定先 ※神戸市と各銀行との2者協定

(1) 三井住友銀行（神戸市役所の指定金融機関）

(2) みなと銀行（市内に本店を有する唯一の地方銀行）

2. 協定内容

(1) 本人・家族の負担軽減

「認知症神戸モデル」の「認知機能精密検査結果」を、認知判断能力等確認資料の一つとして活用

⇒銀行窓口で記録を残さないため、件数等の実績は不明

(2) 早期相談の推進

銀行窓口及び成年後見支援センター窓口において支援が必要な方を把握した際に、窓口間で取次ぎを実施。

⇒直接窓口間で取り次いだ実績なし

※成年後見支援センターへの銀行に関する相談件数

協定前：2.7件/月 協定後：5.8件/月（R3.10月～R4.11月）

3. 令和4年度の取り組み

(1) 定例会の実施

両行とそれぞれ定例会を開催し、情報交換及び連携強化を図った。

(2) 成年後見制度 SMBC サポートサービスへの協力

三井住友銀行が提供する後見人をサポートするWEBサービスについて、実際に市民後見人が利用し、利用した感想や改善点等をフィードバックする調査協力を行った。

## ○権利擁護施策の拡充（令和4年度予算）

権利擁護にかかる地域連携の仕組みである地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見支援センターの機能を拡充し、後見人に対する相談支援、制度の周知・広報等を行うなど更なる普及を図り、相談が必要な方の早期発見に努めた。

また、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業についても、安心サポートセンターの専門員を増員し、これまで初期相談から契約締結に至らず利用につながっていない潜在的な利用希望者の掘り起こしを行い、利用者の増加を図った。

### ①成年後見制度の相談支援体制強化及び利用促進

相談&連携 の強化	(1) 早期相談につなげるための個別支援の実施
	○R5.2末時点で出張説明会を26回実施（うち8回は個別相談会を実施） ○学園都市スマートサポート窓口との連携（オンライン相談に対応）
	(2) 三井住友・みなの銀行との連携強化（R3.10連携協定締結）
	○定例会実施による情報交換・連携強化 ○成年後見制度 SMBC サポートサービスへの協力
広報の強化	(3) 区域・生活圏域単位での理解促進事業の実施
	○広報ツールを作成（市民後見人インタビュー動画・寸劇等）
後見人の 支援	(4) 後見人（親族・法人）のスキルアップと基盤強化
	○NPO法人等の情報収集・事業内容の検討を実施

### ②日常生活自立支援事業の利用促進

	R4 (R5.1末)	R3	R2	R1
利用者数	576件	570件	589件	618件
新規・契約前調査数	303件	119件	119件	142件
新規契約数	102件	95件	98件	110件

## 市民後見人候補者の養成について

## 1. これまでの取り組み

○本市では平成 23 年度から第 1 期の養成研修を実施

○現在、176 名が研修修了し、92 名が候補者名簿に登録

市民後見人養成状況（候補者名簿登録者数） ※令和 4 年 3 月 1 日時点

		修了者数	候補者名簿 登録者数
第 1 期	平成 23 年度	39 名	9 名
第 2 期	平成 24 年度	27 名	8 名
第 3 期	平成 25～26 年度	24 名	14 名
第 4 期	平成 27 年度	27 名	19 名
第 5 期	平成 28 年度	30 名	21 名
第 6 期	平成 30 年度	10 名	9 名
第 7 期	令和 3 年度	12 名	12 名
第 8 期	令和 4 年度	7 名	6 名
		176 名	98 名

## 2. 現在の受任状況

○市民後見人の受任対象案件は、

- ①多額の資産や負債がない
- ②親族間の紛争や権利侵害がない
- ③施設入所もしくは入所を予定されている方

といった財産管理や身上監護に困難性がないと判断されるケースを対象としている。

○市社会福祉協議会が成年後見監督人として選任を受けて、全面的な支援を行いながら活動中  
(令和 4 年 12 月末時点：26 件が受任活動中)

## 3. 第 9 期市民後見人養成研修

○事前説明会 令和 5 年 3 月 3 日（金）24 名参加、4 日（土）30 名参加

○養成研修 基礎研修 令和 5 年 6 月～7 月（5 回）予定  
実務研修 令和 5 年 9 月～10 月（5 回）予定

【参考】市民後見人選任審判

選任審判件数累計（令和 4 年 12 月末時点）：99 件（うち 26 件が受任活動中）

新規選任件数：令和 3 年度 1 件、令和 4 年度（12 月末時点）7 件



○成年後見制度の相談支援体制強化及び利用促進

相談&連携 の強化	(1) 早期相談につなげるための個別支援の実施
	○関係機関からの要請に応じて支援者との連携を図り、必要に応じて専門職への早期の相談につなげる。 ○成年後見支援センターへの相談のオンライン対応を図る。
	(2) 三井住友・みなと銀行との連携強化 (R3.10 連携協定締結)
	○銀行と市社協の連携を強化し、窓口間での取り次ぎにより早期発見・早期相談を推進する。 ○定例会実施による情報交換・連携強化に引き続き取り組む。 ○連携を深めるための新たな取り組みを検討する。 ○新たな協定先を検討する。
広報の強化	(3) 区域・生活圏域単位での理解促進事業の実施
	○地区民児協や高齢者ふれあい給食会での出前トークなど、身近な地域で広報を行う。
後見人の 支援	(4) 後見人（親族・法人）のスキルアップと基盤強化
	○NPO 法人等の情報収集・事業内容を検討する。 ○親族後見人やNPO 法人等の実態把握・ニーズ調査や、個別相談会等を実施する。
中核機関 関係	(5) 中核機関に関する取り組みの検討
	○中核機関の機能強化及び地域連携ネットワークのあり方を検討する。 ○専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会の設置を検討する。

○日常生活自立支援事業の利用促進

引き続き、初期相談から契約締結に至らず利用につながっていない潜在的な利用希望者の掘り起こしを行い、利用者の増加を図る。

また、成年後見制度の利用が必要な方については、成年後見支援センターと連携し、適切な支援へとつなげる。

## 意思決定支援のあり方について

### 1. 定義

意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう。

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和2年10月30日意思決定支援ワーキング・グループ）

### 2. 内容（例）

- ①施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合
- ②自宅の売却、高額な資産の売却等、法的に重要な決定をする場合
- ③特定の親族に対する贈与・経済的援助を行う場合など、直接的には本人のためとは言い難い支出をする場合

### 3. 第二期成年後見制度利用促進基本計画における位置づけ

地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援を推進するにあたり、尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等に取り組むこととしている。その中で本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用にするものと位置付けられている。

#### 第二期計画 工程表・KPI

「本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透」

- ①都道府県による意思決定支援研修の実施（KPI 設定：令和6年度までに都道府県が実施）
- ②各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発
- ③基本的考え方の整理と普及

#### ○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 都道府県等は、意思決定支援研修等を継続的に行う。国は、意思決定支援の指導者育成、意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- ・ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行っていく。
- ・ 意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画

### 4. 本市の取り組み（現状）

- 日常生活自立支援事業との連携
- 市民後見人による後見活動
- 市民後見人養成研修のカリキュラムへの組み込み

### 5. 今後検討すべき項目

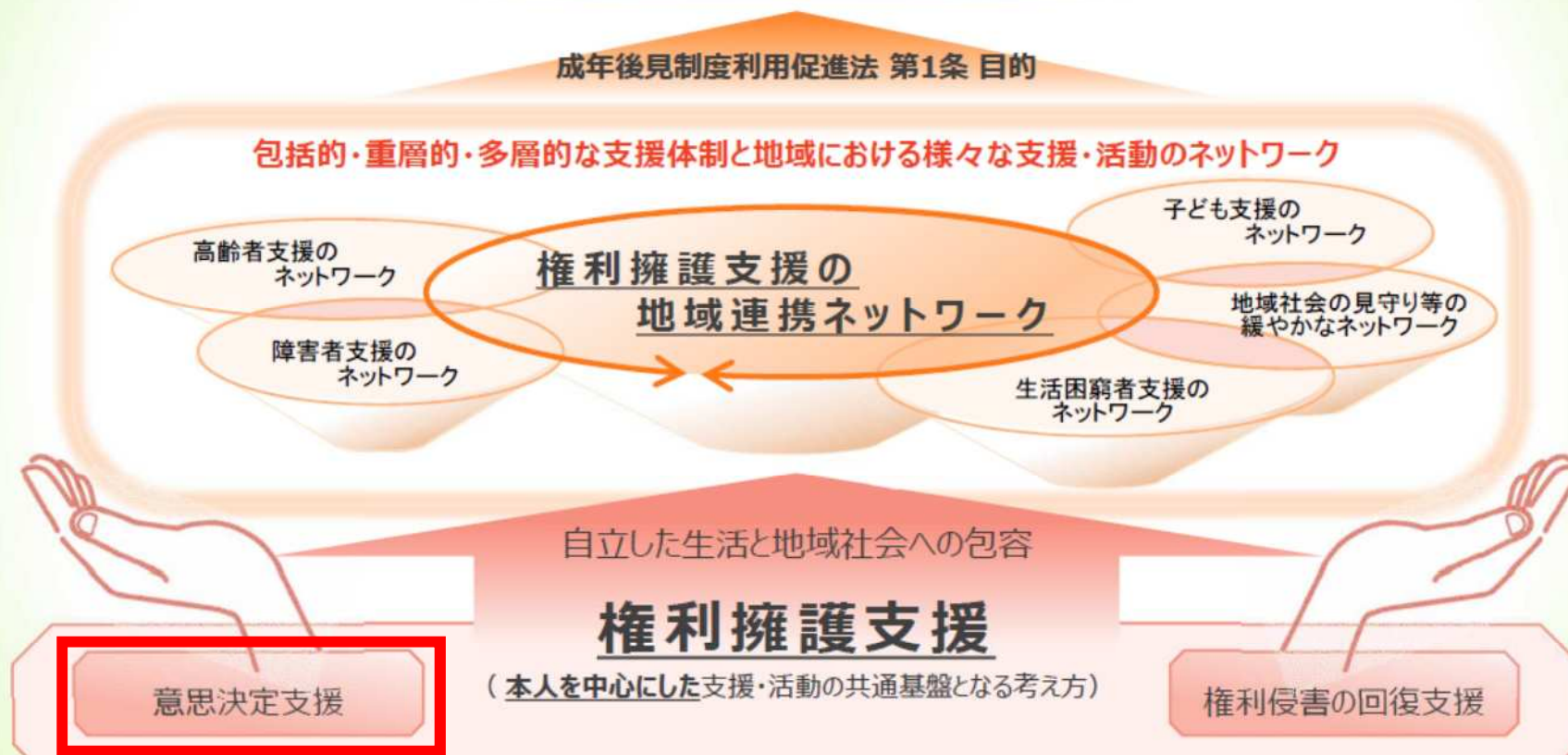
- 神戸市における意思決定支援はどのようにあるべきか
- 中核機関としてのセンターは意思決定支援においてどのような役割を果たすべきか

# I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

## ～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

### 地域共生社会の実現



出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画

## 第二期計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ※3	<b>任意後見制度の利用促進</b> ・周知・広報  ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場  —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県  ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施					
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施  ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県  ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善					
		全国で適切に実施する方策の検討						
		市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施					市町村による実施	
<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ			
<b>都道府県の機能強化</b> ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画

## 第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
討 等 見 直 し に 向 け た 検 査	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制 度 の 運 用 改 善 等	<b>意思決定支援の浸透</b>	—	都道府県による意思決定支援研修の実施				
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府県による研修の継続実施				
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			
制 度 の 運 用 改 善 等	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
	・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討		
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討				
制 度 の 運 用 改 善 等	不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及				
	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				
	・保険の普及等事後救済策の検討	—					
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	—	市町村による制度や相談窓口の周知				
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による周知の継続				
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営		
		—	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

20

出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画